

# 概念フレームワークの公開草案、公表——IASB

IASBは、2015年5月28日に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(ED/2015/3, Conceptual Framework for Financial Reporting)を公表した。この公開草案は、2013年7月に公表されたデイスカッションペーパー(以下、「DP」という)への意見を募集を経て作成され、図表の事項などを提案している。

同時に、IASBは、公開草案「概念フレームワークへの参照の更新——IFRS2号、IFRS3号、IFRS4号、IFRS5号、IFRS6号、IFRS7号、IFRS8号、IFRS9号、IAS1号、IAS8号、IAS18号、IAS32号の修正の提案」(ED/2015/4, Updating References to the Conceptual Framework - Proposed amendments to IFRS 2, IFRS 3, IFRS 4, IFRS 5, IAS 1, IAS 8, IAS 34, SIC-27 and SIC-32)を公表し、現行フレームワークを参照している基準書の参照先を新フレームワークへ更新することを提案している。

新フレームワークの完成時期は2016年が目標とされ、完成後の基準設定には即時適用される一方、企業は適用までに約18カ月の猶予が与えられる。両公開草案へのコメント期限は2015年10月26日である。

(図表) 公開草案の概要

項目	提案内容
一般目的財務報告の目的	・ 現行フレームワークを一部変更し、受託責任および慎重性の概念を組み入れる。
有用な財務情報の質的特性	・ 現行フレームワークを一部変更し、測定上の不確実性および実質の形式への優先についての記述を組み入れる。
財務諸表と報告企業	・ 報告企業に関する概念を新設し、あわせて継続企業についての記述を追加する。
財務諸表の要素	・ 経済的資源の流出入の可能性として理解され得る用語を排除すべく資産・負債の定義を改訂し、負債の定義の中核概念である現在の義務が示す内容を規定する。 ・ 現行フレームワークと同様に収益・費用を資産・負債の変動に関連づけて定義するが、収益・費用の情報に資産・負債の情報と同等の重要性を付与する。 ・ 持分の定義は維持し、DPで示された持分と負債の区分や持分請求権の測定に関する記述は含めない。 ・ 会計単位についての記述を新設する。
認識と認識の中止	・ 認識の規準を、有用な財務情報の基本的質的特性(目的適合性および忠実な表現)およびコスト便益対比に関連づけて規定するよう改訂し、規準が充足されない場合を示す。 ・ 認識の中止の規準についての記述を新設する。
測定	・ 測定基礎を歴史的な原価と現在価値(公正価値、使用価値、履行価値)に分類し、有用な財務情報の質的特性およびコスト便益対比に基づく測定基礎の選択上考慮すべき要素を新設する。 ・ 資産・負債と収益・費用で異なる測定基礎を用いる場合、純損益に加えてその他の包括利益(OCI)を用いる。
表示と開示	・ 財務諸表の目的・範囲およびコミュニケーション手段としての表示・開示(分類、集約、目的と原則)に関する記述を新設する。 ・ 損益計算書に含まれる収益・費用を財務業績に関する主要な情報源とし、収益・費用を純損益に含める反証可能な前提を設け、前提が反証されOCIとされ得る場合を規定する。 ・ OCIに含まれた収益・費用を純損益にリサイクルする反証可能な前提を設け、反証され得る例を示す。
資本と資本維持概念	・ 現行フレームワークの規定を維持する。

## 財務省法人企業統計調査

—平成27年1～3月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成27年6月1日に発表した平成27年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,437社 (18,955社)  
回答率 72.9% (72.6%)  
( )書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業では減収、非製造業では増収  
売上高は、343兆5,978億円で、前年同期(345兆3,293億円)を1兆7,315億円下回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は△0.5%(前期2.4%)となりました。  
業種別にみると、製造業では、輸送用機械、電気機械、情報通信機械などで増収となったものの、食品、石油・石炭、生産用機械などで減収となったことから、製造業全体では△3.9%(同0.1%)となりました。一方、非製造業では、卸売業、小売業などで減収となったものの、運輸業、郵便業、情報通信業、建設業などで増収となったことから、非製造業全体では0.9%(同3.4%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△2.5%(同0.1%)、1億円～10億円の階層は5.1%(同8.8%)、1,000万円～1億円の階層は△0.9%(同2.0%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業では減益、非製造業では増益  
経常利益は、17兆5,321億円で、前年同期(17兆4,552億円)を769億円上回り、増加率は0.4%(前期11.6%)となりました。  
業種別にみると、製造業では、電気機械、業務用機械、情報通信機械などで増益となったものの、金属製品、化学、石油・石炭などで減益となったことから、製造業全体では△1.3%(同16.4%)となりました。一方、非製造業では、卸売業、小売業、サービス業などで減益となったものの、運輸業、郵便業、建設業などで増益となったことから、非製造業全体では1.2%(同8.3%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は2.1%(同9.4%)、1億円～10億円の階層は7.6%(同6.3%)、1,000万円～1億円の階層は△4.4%(同19.0%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増加  
設備投資額は、13兆1,294億円で、増加率は7.3%(前期2.8%)となりました。業種別にみると、製造業では、食品、化学、業務用機械などで減少したものの、輸送用機械、電気機械、情報通信機械などで増加したことから、製造業全体では6.4%(同8.0%)となりました。一方、非製造業では、建設業、運輸業、郵便業などで減少したものの、卸売業、小売業、サービス業、電気業などで増加したことから、非製造業全体では7.8%(同0.3%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は4.5%(同3.0%)、1億円～10億円の階層は11.1%(同15.3%)、1,000万円～1億円の階層は12.2%(同4.4%)となりました。  
なお、ソフトウェア投資額は1兆1,393億円で、増加率は0.2%(同△7.5%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は11兆9,901億円で、増加率は8.1%(同3.9%)となりました。

### 前年同期比増加率の推移(金融業、保険業を除く)

区分	26.1-3	4-6	7-9	10-12	27.1-3	(単位: %、億円)
売上高					(実額)	
全産業	5.6	1.1	2.9	2.4	3,435,978	△0.5
製造業	5.8	0.2	0.9	0.1	993,723	△3.9
非製造業	5.6	1.5	3.8	3.4	2,442,256	0.9
経常利益					(実額)	
全産業	20.2	4.5	7.6	11.6	175,321	0.4
製造業	5.4	△7.6	19.2	16.4	53,212	△1.3
非製造業	28.2	12.1	1.4	8.3	122,108	1.2
設備投資					(実額)	
全産業	7.4	3.0	5.5	2.8	131,294	7.3
	(8.3)	(1.9)	(5.6)	(3.9)	(119,901)	(8.1)
製造業	6.8	△0.8	10.8	8.0	43,756	6.4
	(7.8)	(△1.5)	(11.4)	(10.5)	(40,126)	(6.8)
非製造業	7.7	5.0	2.7	0.3	87,538	7.8
	(8.6)	(3.6)	(2.5)	(0.8)	(79,775)	(8.7)

(注) 設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成27年4～6月期の調査票の提出期限は平成27年8月10日、結果の公表は平成27年9月1日の予定です。

# ワークプランの更新——IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを5月27日付けで更新した。前回のワークプラン（5月5日付け）からの主な変更点等は、次のとおりである。

## 主要基準

・「開示イニシアティブ」会計方針および見積りの変更の公開草案の公表目標…2015年第4四半期

・「開示イニシアティブ」重要性に関するプラクティス・ステートメントの公開草案の公表目標…2015年第3四半期

## 部分的な範囲における改訂

・「IFRS 15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」の公開草案の公表目標…2015年第2四半期から2015年第3四半期に変更

## 開示イニシアティブ

(1) 重要な会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別  
5月のIASB会議では、イタリヤの会計基準設定主体が作成した、IAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂提案に関する文書について審議が行われた。当該文

書は、「会計方針の変更」と「会計上の見積りの変更」の区別を明確にするために、現行基準における「会計方針の変更」と「会計上の見積りの変更」の定義の改訂を提案している。

今回の審議では決定事項はなく、提案文書のさらなる開発を行うようにスタッフに要請しており、改訂案の開発が完了した際には、公開草案として公表すべきことに合意している。

## (2) 重要な会計方針の開示

IASBは、5月の会議で、一般的な開示の基準（IAS 1号「財務諸表の表示」または同等の基準）において、どのような場合に会計方針を開示すべきかに関する追加のガイダンスを設けることを暫定決定した。また、一般的な開示の基準または教育マテリアルに関して、次の事項を暫定決定している。

- ・重要でない会計方針に関して、企業の財務諸表から財務諸表外へのクロス・リファレンスを認める。
- ・企業の判断、仮定および会計上の見積りは、関連する会計方針とあわせて開示することを求める。ただし、他の箇所が開示

大家家具の一件では、委任状

争奪戦（プロキシシー・ファイト）が繰り広げられ、株主総会が非常に注目を浴びた。ただし、一般的な関心は日本の株主総会のあり方そのものではなかった。

経済産業省は、2014年9月に「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」と関連する2つの分科会を立ち上げ、2015年4月に報告書を公表した。報告書では、日本と海外のいくつかの国の株主総会に

関連する情報を基礎に問題が提起されている。日本では、近年コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードが公表されており、この報告書もその方向性と一致するものである。

ここでは、報告書の基礎資料編から、株主総会に関する日本と米国の状況に触れてみる。日本の常識が他の国（ここでは米国のみ）の常識とかなり違うことが理解できよう。

## ・配当額の決定

日本では、配当額は株主総会の決議事項（会社法では条件を満たせば、取締役会で決定可能であるが、その場合でも多くの会社が株主総会の決議事項としている）である。一方、米国では取締役会が配当額を決定し、多くの会社は株主総会開催日までに配当の支払を

完了している。

## ・基準日

基準日とは株主の権利（株主総会への出席・議決への参加）と「配当の受領」を確定させる日であり、日本では実務上、決算日である。一方、米国では議決権行使に係る基準日は決算日ではなく、株主総会開催日前10日以上60日以内の日、配当の受領についての基準日は配当支払日から60日以内で企業が設定した日である。

## ・株主総会の開催日

きない。一方米国では、年次報告書（様式10-K）は決算日から60日以内に（米国）証券取引委員会に提出され、株主は株主総会前に年次報告書を見る時間的余裕がある。

・招集通知の発送  
日本では株主総会開催日の2週間前までに、米国では開催前10日以上60日以内に発送される。



日本では、確定させた株主の権利が有効なのは基準日から3カ月以内であるため、決算日から3カ月以内に株主総会が開催される。一方、米国では、決算日から4カ月後の近辺に開催する会社が多い。

## ・年次報告書の提出期限

日本では、有価証券報告書は決算日から3カ月以内に金融庁に提出することが要求され、多くの場合、株主総会後に金融庁に提出され、株主は株主総会前には有価証券報告書を見ることがで

日本では株主総会を開催しないと配当額を決定できないという状況があるが、米国では株主総会前に決定済みであり、米国の株主の関心ことは配当ではない。そのため、そもそも株主総会とはどのような場であるべきかを考えさせられる。また、日本だけではないが、基準日から株主総会までの期間が長いと、その期間に株式を売却し株主総会開催日には株主でない者が株主総会に出席・議決に参加できるという問題点が浮かび上がる。さらに、日本では、多くの場合に株主は有価証券報告書の有用な情報を株主総会開催前にみることができず、みることができたとしても時間的な制約があることから、それも問題点となる。二度、経済産業省の公表した前記報告書を見て考えていただきたい。

長谷川 茂男（中央大学専門職大学院特任教授）

することがより適切となる場合には、当該箇所での開示を認める。  
・選択の余地のある会計方針、期中において変更された会計方針

針、企業の判断や仮定が求められる会計方針および会計上の見積りに関して、財務諸表において明確にすることを求める。

## 会計

# 収益認識基準の適用延期に関するFASB・IASBへのコメント、検討—ASBJ

去る5月28日、企業会計基準委員会は第312回企業会計基準委員会を開催した。

今回は、IASBおよびFASB（両審議会）における収益認識基準に関する審議の状況を確認したうえで、適用日延期に関する公開草案へのコメント対応について、審議が行われた。

### 両審議会の審議状況

両審議会は、次の①～③に関して、IFRS15号とトピック606を改訂する公開草案（ED）を公表または公表することを暫定決定している。ただし、②・③に関しては、FASBのほうがより多くの項目について詳細な改訂を提案する予定。

- ① 適用日の延期
- ② 知的財産ライセンスおよび履行義務の識別
- ③ 移行時の実務上の便法、売上

税の表示、現金以外の対価、回収可能性の検討

また、IASBは5月の会議

で、「本人または代理人の検討」についての改訂も暫定決定している（FASBもリサーチを行っており、6月の共同会議で審議を行う予定）。

IASBは、①のEDを5月19日に公表している。また、6月の会議で、②、③、その他必要な項目についてのEDの公表を承認する予定であり、7月中の公表が見込まれる。

FASBは、①のEDを4月29日に、②のEDを5月12日に公表しており、③についても単独のEDとして公表することを暫定決定している。

### FASBのEDへのコメント

FASBのED「適用日の延期—顧客との契約から生じる収

益（トピック606）に対するコメント・レターについて、事務局から文案が提示され、審議が行われた。

コメント案では、「トピック606とIFRS15号が同一の適用日を持することが強く望まれる」などの理由から、適用日を1年延期する提案に賛成するとされている。また、日本基準の一環として収益認識基準の開発に着手した取組みにも言及したうえで、「トピック606およびIFRS15号の適用日にあわせた開発を望む声もある」ことに触れ、適用日の延期を歓迎する旨も述べられている。

委員からは特段の反対意見もなく承認され、5月29日に提出された。

### IASBのEDへのコメント

IASBのED「IFRS15号の適用日（IFRS15号の改

## 基礎的財政収支の改善へ残された道

### 金融

安倍首相は6月1日に開催された経済財政諮問会議で、2020年度までに基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標の堅持と、赤字幅を2015年度

のGDP比3.3%から2018年度に1%までに縮小

する中間目標を指示した。これを受けて同会議での議論は、意見が分かれた。

麻生財務相は、2017年4月の消費税率引上げと歳出削減を合わせて国民の理解を得たいと考えた。今後の金利上昇局面も

### 経理用語の豆知識

無対価組織再編

組織再編のうち、無対価組織再編として組成が可能なのは吸収合併、吸収分割、株式交換に限られている。新設合併、新設分割、株式移転は新株の発行がなければ組織再編そのものが成り立たないことによる。

会社法における無対価組織再編の規定を受け、法人税法では、グループ法人税制創設にあわせて税制適格となる無対価組織再編の要件等を明確にした。法人税法上は、対価が実際に交付された場合と比べて当事者間の資本関係・株主構成に変化が生じない場合に限られることとされている。また、企業グループ内の法人間の組織再編か、グループ外かによって異なる税制適格要件（金銭等不交付の対価要件、事業関連性要件、規模要件他）が設けられているが、いずれの場合にも株式等対価以外の資産の交付がないことが税制適格の要件とされている。100%グループ内の法人間であっても、無対価組織再編が非適格となる場合もあることに留意する必要がある。

見据えて、「経済が好調なときにこそ歳出改革を加速すべき」とし、過去3年間を上回らないように歳出抑制を主張している。

一方で民間議員は、一律的歳出削減ではなく、歳出の分野ごとの効率化を踏まえた組換えをすべきとの考えだ。これだけみると、まず経済成長を達成して、結果的に財政収支が改善する順序に理があり、民間議員の案に「分がありそうだが、実はそうともいい切れない状況がある。」

日銀の金融政策で、長期国債の年間保有残高を80兆円増加させる資産買入れ策があるが、これは物価目標2%の達成のためというより、長期ゾーンを含め

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年5月26日	企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」	ASBJ	JICPAの税効果会計に関する実務指針等について、ASBJに移管すべく審議を行い、必要な見直しを行うもの。コメント期限は、2015年7月27日まで。 <a href="https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/zeikouka2015/index.shtml">https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/zeikouka2015/index.shtml</a>	—
2015年5月26日	消費税法基本通達等の一部改正(法令解釈通達)	国税庁	消費税法関係法令の一部改正に伴い、所要の整備を図るもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/150508/index.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/150508/index.htm</a>	—
2015年5月28日	「税効果会計に関するQ&A」の改正	JICPA	平成27年度税制改正(外国子会社配当益金不算入制度の見直し)等に対応したものの。 <a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1808.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1808.html</a>	—
2015年5月29日	監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正並びに当該改正に関連する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の一部改正等	JICPA	改正会社法や改正された独立性に関する指針への対応等の検討を行ったもの。適用期日は、2015年4月1日以後開始事業年度に係る監査等から。あわせて、監基研1号「監査ツール」が公表されている。 <a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/260_2.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/260_2.html</a>	—
2015年6月3日	国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A	国税庁	国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税について、内外判定、納税義務の判定、特定課税仕入れに係る申告、課税売上割合の計算方法等の取扱いをまとめたもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-QA.pdf">http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-QA.pdf</a>	—

## 最近の円安・株高を喜ぶべきか？

証券

株高は5月後半、日経平均で27年振りに12日間連続騰だった。この株高は、円相場場のさらなる円安方向への離脱、1ドル＝125円へのシフトと符合している。

企業収益が2014年度決算実績、15年度決算予想ともに好調であることを受け、株高は順調に推移してきたが、5月中旬には上昇疲れで一服かと思われる兆候もあった。しかし、円安進行を株式市場は大歓迎した。企業収益にプラスが大きく判断したのだろう。機械産業を中

総じて金利上昇を抑制したいという政府、特に財務省の意向に沿った形になっている。金利上昇に対する懸念は、同会議での麻生財務相の資料に明示されているとおりだ。単純に国債の需給を考えると、財政支出の増加に合わせて国債発行量が増加しても、日銀の買入れが増加していくなかで吸収できそうに思える。

しかし、今の国債相場は市場での需給ではなく、一種の官製相場になっている。日銀による実質的な財政ファイナンスを市

心は製造業大手にとってはそのとおりだろうが、内需型産業は、円安や物価高でコストアップや需要停滞などの懸念があり、決して喜んでいられないはずだ。

円相場の景気への影響は、1ドル＝120円に近づいた昨秋ごろから、マイナスだという声が強まってきた。すると、円安の勢いが止まり、長期間の安定をもたらした。

この間、為替相場の変動要因として注目を集めたのは、昨年末に予告され、実施時期が焦点だった米金利の引上げだ。利上

場が強く意識するようになり、金利上昇につながりやすい。そのうえに、単に国債費増加の財政負担のみならず、バーゼル規制見直しの思惑も加わり、政府の金利上昇に対する警戒感も強い。

アベノミクス第二の矢「機動的な財政政策」はすでに過去のもので、歳出拡大の道は選びにくい。基礎的財政収支の改善は、歳出削減と経済成長を両立させる麻生財務相の案が有力になると考えられる。

ただ、結果的に株高となったのは日本市場だけといってもよい。もともと、中国株高は自国の連続利下げ、金融緩和を背景に昨秋以降、ほぼ一貫して回復、上昇を持続している。欧州株高は、3月のECB(欧州中央銀行)の異次元金融緩和により大きく上昇したが、1カ月後あたりをピークに調整気味で、直近のドル高、ユーロ安にも反応は乏しかった。本家のアメリカ株高は高値圏で一進一退が続いている。

現在、日本市場は突出して株高ムードが強まっている。これ以上の円安が進まないことを願い、株高の推移を見守りたい。

げとなれば、金利差の実現によって為替相場は米ドル高、円安へ動くことが予想される。

米金利の引上げはFRB(米連邦準備制度理事会)の権限であり、FRBは米経済の実勢を判断しながら決断する。かねてから強いと評価されてきた米経済は、冬の寒波の影響などもあり、方向感がかき消えずに推移してきた。結果、利上げは実施されておらず、いつになるか、侃々諤々の議論が続いている。それが5月後半からドル高、他通貨安が顕著に進んだのである。